

議員提出第2号議案

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第1
3条第1項の規定により提出する。

平成25年2月21日

提出者

足立区議会議員	はたの	昭彦
同	針谷	みきお
同	ぬかが	和子
同	鈴木	けんいち
同	さとう	純子
同	伊藤	和彦
同	浅子	けい子

足立区議会議長 渡辺 ひであき 様

(提案理由)

保育料を他区並みに抑えることで、所得の低い方々の経済的負担を減らし、子育てを支援するために本改正案を提出する。

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

足立区における保育の実施等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

	3,600円	3,600円	3,600円
均等割のみ課税世帯	6,100円	6,100円	6,700円
所得割1万円未満課税世帯	6,800円	6,800円	7,200円
所得割1万円以上課税世帯	8,600円	8,700円	9,100円

」

を

「

	0円	0円	0円
均等割のみ課税世帯	2,000円	2,000円	2,500円
所得割1万円未満課税世帯	2,700円	2,700円	3,000円
所得割1万円以上課税世帯	4,500円	4,600円	5,000円

」

に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。